

# 知的財産戦略の推進について

2018年3月1日

内閣府知的財産戦略推進事務局

# 知的財産戦略の推進体制

- ✓ 知的財産戦略本部は、「知的財産基本法」に基づいて2003年に設置。政府全体の知的財産推進計画の作成・推進、知的財産に関する重要施策の企画・推進・総合調整を推進。
- ✓ 2013年には、本部設置10年を機に「知的財産政策ビジョン」を策定し、「知的財産政策に関する基本方針」を閣議決定。

内閣

知的財産戦略本部

知的財産戦略  
推進事務局

検証・評価・企画委員会

策定

知的財産推進計画

実行

内閣府(知財事務局)

知財戦略の総合推進  
知財教育  
デジタルアーカイブ  
クールジャパン

経産省(特許庁)

産業財産権  
不正競争防止法  
クリエイティブ産業

文科省(文化庁)

著作権  
産学連携  
メディア芸術

農水省

育成者権  
地理的表示

総務省

放送番組

法務省

訴訟制度

外務省

条約

財務省

模倣品・海賊版  
水際措置

警察

模倣品・海賊版  
国内対策

【主な任務】

- ・ 知財戦略の企画・立案及び実施
- ・ 政府各省の施策の連携促進・調整

【構成要員】

本部長： 内閣総理大臣

副本部長： 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略）  
文部科学大臣、経済産業大臣

本部員： 全大臣

有識者（10人）敬称略、50音順

川上 量生  
五神 真  
小林 喜光  
迫本 淳一  
竹宮 恵子  
日覺 昭廣  
林 いづみ  
原山 優子  
山田 理恵  
渡邊 敬介

カドカワ株式会社 代表取締役社長  
国立大学法人東京大学 総長  
株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長  
松竹株式会社 代表取締役社長  
漫画家、京都精華大学 学長  
東レ株式会社 代表取締役社長  
弁護士、桜坂法律事務所パートナー  
総合科学技術・イノベーション会議 議員  
東北電子産業株式会社 代表取締役社長  
弁理士、豊栄特許事務所顧問、日本弁理士会会長

# 「知的財産推進計画2017」の全体構成

参考

## イノベーション創出

I 第4次産業革命(Society5.0)の基盤となる知財システムの構築

II-2 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進  
・中小企業への知財意識の普及啓発や海外展開支援  
・産学連携の橋渡し・事業化支援

I-3 グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進  
・国立研究開発法人を活用した業種横断的な標準化の推進

I-2 知財システム基盤の整備  
・証拠収集手続の強化  
・知財の新たな価値評価の検討

I-1 データ、人工知能の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築  
・不正競争防止法におけるデータの不正取得等の禁止  
・著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備

## 地方創生

II 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進

II-1 「攻め」の農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化  
・植物品種登録、地理的表示(GI)・地域団体商標、JAS規格の活用

II-3 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進  
・「知財創造教育推進コンソーシアム」によるカリキュラム・教材開発と「地域コンソーシアム」支援

III-1 コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化  
・異業種連携の強化  
・コンテンツ分野の人材育成・教育機関との連携

III-2 映画産業の振興  
・中小制作会社等の海外展開促進  
・ロケ撮影の環境改善に係る官民連絡会議

III-3 デジタルアーカイブの構築  
・国として分野横断統合ポータルを構築し、産学官で活用

## 文化創造

III 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化

産業  
財  
産  
権

コ  
ン  
テ  
ン  
ツ

# 知的財産推進計画2017に位置付けられた主な産学連携関連施策

## 2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進

### (2) 今後取り組むべき施策

#### ②産学・産産連携の推進（P. 48～）

##### （産学官連携による共同研究の促進）

- 我が国のオープン・イノベーションを加速するため、産業界との協力の下、大学等が知的資産を総動員し、産学による技術・システム改革シナリオの共同作成、そのシナリオ実現に向けた活動・体制の企画、産学共同研究・人材育成・知的財産マネジメントを官民の資金のマッチングにより実施する。

##### （大学等の知財マネジメントの強化）

- 研究開発プロジェクトの優れた成果を国内外で適切に権利化・維持するために、事業化を視野に入れる制度においては、研究成果である特許の権利化まで、一部直接経費から支出することも含め、大学における適切な知的財産予算の確保方策を検討する。

##### （技術移転人材育成システムの強化）

- マーケティングを実践し、研究開発段階から事業化段階までを一気通貫で行う技術移転人材の育成を目指し、先進的なTLO等が全国の大学等から中核人材を受け入れ、OJT形式で技術移転人材を育成する仕組みを構築することにより、一気通貫の技術移転モデルを全国の大学等に普及するとともに、全国の大学等と先進的なTLO等との間に親密な技術移転ネットワークを構築する。

##### （活用視点による柔軟な共同研究成果取扱いの実現）

- 大学等と企業との個別型及びコンソーシアム型の共同研究における成果の取扱いについての検討結果を関係者に周知し、本格的な産学官連携の実現に向けて、共同研究成果の柔軟な取扱いを含めた活用視点による共同研究契約の実現を促進するとともに、経営レベルでの産と学の対話を通じて産学双方のパートナーシップを強化していく。

##### （概念実証に向けた支援策の整備）

- 大学の研究成果への民間企業・投資家の関心を高め事業化に結び付けるため、ギャップファンドの充実の検討も含め新たな研究アイデアの実現可能性を検証する概念実証（POC: Proof of Concept）の実施を促す支援を強化する。

# 産学連携を通じた知財マネジメント強化の取組

## (課題と方向性)

- 大学等における研究成果の知財化のためには、**特許出願・維持等に係る費用の確保**が課題。
- さらに、単に特許出願件数を増加させることが重要なのではなく、**大学の研究成果の戦略的な知財化により企業に活用される特許を作り込んでいくことが重要。**
- このため、**大学の知財マネジメントを高度化するとともに、大学等での実証実験を促進することで、大学の研究成果の円滑かつ戦略的な技術移転を図ることが重要。**



## (主な取組)

- **産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム (OPERA) 等の組織的な産学官連携の推進を通じた大学の知財システム改革**
- **事業化を視野に入れる研究開発制度について、特許の権利化に必要な経費の直接経費支出の可能化による知財関連経費の確保**
- **先進的なTLOのノウハウの共有等による技術移転支援人材育成**
- **共同研究等成果の柔軟な取扱いを可能とするモデル契約書 (さくらツール) の開発・普及**
- **研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 「機能検証フェーズ・実証研究タイプ」を平成30年度より新設。**

# 医療分野におけるこれまでの取組

- ✓ 「人間を手術、治療、診断する方法」は原則として特許の対象外。
- ✓ この原則にそぐわない新しい技術が出現した場合には、新たな技術ごとに特許保護の是非を検討し、医師の行為を特許の対象としないことを前提に、特許保護の範囲を拡張。

## 2002年 知的財産戦略大綱

近年進展の著しい再生医療及び遺伝子治療関連技術においては、**皮膚の培養方法、細胞の処理方法等の新技術**が生まれている。そのような技術開発の発明を更に促進するため、**特許法における取扱いを明確化すべく、2002年度中に法改正及び審査基準改訂の必要性について検討し、結論を得る。**なお、本検討に当たっては、医師による医行為等に影響を及ぼさないよう、十分配慮する。

## 2004年 医療関連行為の特許保護の在り方について（とりまとめ）

「医療機器の作動方法」については、検査系の医療機器のみならず、広く治療系その他の医療機器についてもその開発推進を図ることが重要であることから、本専門調査会としては医師の行為に係る技術を含めないことを前提に**「医療機器の作動方法」全体を特許の対象とすべきであるとした。**

## 2009年 先端医療分野における特許保護の在り方について（報告書）

- ①副作用や生活の質（QOL）を劇的に改善するなど**医薬の用法・用量の刷新により専門家の予測を超えるような効果を示す医薬の発明、及び**
  - ②MRIやCT等の断層画像の撮像の仕組みに関する発明のような医師の最終的な診断を補助するための**人体のデータの収集方法に係る発明**
- については、**新たに特許対象とすべく審査基準を改訂することが必要である。**



いずれも特許審査基準を改訂し、特許保護の範囲を拡張。